

【検査業】

研修の受講資格と研修時間（受講資格表）

受講者の経歴・取得済み資格に応じた研修の種類ごとの研修時間数は次のとおりです。
 各欄の時間は、資格取得のための最低研修時間（学科+実技）を示します。○印は、その資格で当該機械の特自検の資格が認められ研修・経験が不要であることを示します。
 経験年数欄は、受講に必要な当該機械の点検又は整備の経験年数を示します。取得済み資格が指定されている場合の経験年数は資格取得後の必要経験年数です。なお、〔 〕は設計又は工作の経験年数を示します。

h：時間

受講者の経歴・取得済み資格		研修の種類	車両系荷役運搬機械		車両系建設機械				高所作業車	検査実習台数		
			フォークリフト	不整地運搬車	整地・運搬・積み込み用	掘削用及び解体用	基礎工事用	締固め用			コンクリート打設用	
大学又は高専で、工学に関する学科を卒業した者		2年以上〔5年以上〕	35h	35h	35h	35h	35h	35h	35h	10		
高等学校又は中等教育学校で、工学に関する学科を専攻し卒業した者		4年以上〔7年以上〕	35h	35h	35h	35h	35h	35h	35h	10		
当該機械の点検、整備又は設計、工作経験のある者		7年以上〔10年以上〕	35h	35h	35h	35h	35h	35h	35h	10		
職業能力開発促進法 旧職業訓練法	運輸装置科又は産業機械工学科の指導員訓練修了者	1年以上	○	○	○	○	○	18h	18h	5		
	建設機械科の職種に係る職業訓練指導員免許取得者	1年以上	18h	○	○	○	○	18h	18h	5		
	建設機械整備科の訓練修了者	1年以上	18h	○	○	○	○	18h	18h	5		
	建設機械整備に係る1級又は2級の技能検定合格者	1年以上	18h	○	○	○	○	18h	18h	5		
	産業車両整備に係る1級又は2級の技能検定合格者	不要	13h	—	—	—	—	—	—	5		
1級四輪自動車整備士 2級ガソリン自動車整備士 2級ジーゼル自動車整備士		1年以上	21h	21h	21h	21h	21h	21h	21h	10		
厚生労働大臣が定める者 厚生労働省労働基準局長が認める者	職訓法	港湾荷役科の訓練修了者（フォークリフトの訓練受講者に限定） フォークリフト運転科修了者	4年以上〔7年以上〕	35h	—	—	—	—	—	10		
	1級2輪自動車整備士 2級2輪自動車整備士 2級3輪自動車整備士 3級3輪自動車整備士 3級自動車シャシ整備士 3級自動車ガソリン・エンジン整備士 3級自動車ジーゼル・エンジン整備士 3級2輪自動車整備士 3級軽自動車整備士		4年以上	35h	35h	35h	35h	35h	35h	10		
	3級自動車シャシ整備士の技能検定に合格し、かつ、3級自動車ガソリン・エンジン整備士又は3級自動車ジーゼル・エンジン整備士の技能検定合格者		3年以上	21h	21h	21h	21h	21h	21h	10		
	検査業者検査員研修講師（当該機械）		不要	○	○	○	○	○	○	—		
	特定自主検査者 検査員資格保有者	車両系荷役運搬機械	フォークリフト	1年以上	—	18h	18h	18h	18h	18h	5	
			不整地運搬車		18h	—	18h	18h	18h	18h		
		車両系建設機械	整地・運搬・積み込み用、掘削用及び解体用		18h	○	—	18h	18h	18h		18h
			基礎工事用		18h	○	18h	—	18h	18h		18h
			締固め用		18h	18h	18h	18h	—	18h		18h
			コンクリート打設用		18h	18h	18h	18h	18h	—		18h
高所作業車	18h	18h	18h	18h	18h	18h	18h	18h				

注）現に車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）の特定自主検査を行う資格を有する者は、車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用、掘削用及び解体用）の資格を有しているのとみなされます。